開　議　　午前１０時００分

○議長（小松則明君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――――

日程第１　報告第１４号　損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君）　日程第１、報告第14号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　報告第14号損害賠償額の専決処分の報告について御報告いたします。

専決処分書をお開きください。

物損事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第１項及び大槌町長専決条例第２条第２号の規定により、下記のとおり専決処分する。

１、損害賠償の相手方、町外在住の個人。

２、損害賠償の額、４万5,727円。

３、示談の内容、損害賠償額を上記２のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしない。

４、損害賠償の原因、令和５年９月11日午後３時40分頃、大槌町大槌第15地割71番地９大槌学園校庭において、授業でのソフトボール投げの練習中に大きく投げたところ、防球ネットを越え、同校教諭の自家用車に当たり、損害を及ぼしたものであります。

専決処分日は令和５年11月15日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。佐々木慶一君。

○６番（佐々木慶一君）　このネット、私も大槌学園等には行ったりしているのですけれども、そこそこ高いネットで、あれを越えるとなると、どういう授業でやっていたのか分からないのですけれども、遠投練習で投げるにしてはかなり投げる力があるのかなと、もしくは、これ想像するに、近くに行ってわざと投げれば越えられる高さなんですよね、高学年くらいであれば。その状況がちょっとよく分からないのですけれども、授業の普通の練習でやっていたのか、ふざけてやっていたのか、あるいはこれは授業なのであれ

ば、そのときの管理監督者になるんですかね、先生の対応というのはどういうふうになっていたのかお伺いします。

○議長（小松則明君）　学務課長。

○学務課長(吉田　智君)　御説明いたします。

授業中に、陸上大会に向けて、短距離であるとか、長距離であるとか、投てきであるとか、それぞれの場所で先生方がついて指導しております。ソフトボール投げも男性の教諭がそばにいて指導していたところでございます。一生懸命練習していまして、一生懸命投げたのがちょっとずれてしまったということでございます。ふざけてやったとかそういうことではございません。

安全面もやはり子供たちに当たらないという配慮も、長距離のところ、短距離のところを避けて設定しておりますし、あと投てきの角度なのですが、大体35度ぐらいで設定するのだそうですけれども、その半分だと17度なのですけれども、その児童が投げて、一生懸命投げて30度以上ちょっとずれてしまいました。それでフェンスが８メートルほどあるのですが、ちょっと残念ながら、残念ながらってあれですけれども、そこを越えてしまったということで、平均、ふだんから40メーターぐらい投げている児童だそうですけれども、当日は46メートル投げて、７位ということですごく頑張った子供でございます。決してふざけたとかそういうことではございません。一生懸命やって手がちょっとずれてしまったということでございます。

○議長（小松則明君）　東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　今、その状況は分かりましたが、この示談の内容なのですが、「双方」という文言があります。相手方がこの学校の先生というのは分かるのですが、片方は学校長なのか、あるいは町なのか、その部分を、双方という、この先生じゃないほうは誰なのかというところを教えていただきたいと思います。分かる、支障がない範囲で。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　お答えいたします。

この案件については、総合賠償保険という保険の適用をしております。契約者は大槌町となります。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

以上で報告第14号は終わります。

日程第２、議案第67号から日程第18、議案第83号までの採決は、電子採決システムにより行います。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第２　議案第６７号　大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定について

○議長（小松則明君）　日程第２、議案第67号大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　議案第67号大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

第１条の本条例の目的は、空家等対策の推進に関する特別措置法の定めるもののほか、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び空き家等の活用の促進を図ることを目的としております。

第２条では、「空家等」の定義として、空家等、管理不全空家等、特定空家等に区分しており、第３条では、町の責務として空家等対策計画の策定について、第４条では、所有者等の責務についてそれぞれ規定をしております。

第５条では、立入調査等について規定し、第６条においては、応急処置について規定しております。

第７条では、特定空家等の認定及び取消しについて、第８条では、管理不全空家等について、第９条では、その公表についてそれぞれ規定をしております。

第10条から第13条までは、空家等対策協議会について、所掌事務、組織、会長及び副会長並びに議事について規定をしております。

第14条では、空家等管理活用支援法人の指定について規定しており、第15条、第16条では、その庶務と委任について規定をしております。

附則といたしまして、第１項、この条例は令和６年１月１日から施行するものであり、第２項では、大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正について、別表、監査委員の項の下段に、空家等対策協議会の委員及び日額の欄を加える規定をしております。

以上、大槌町空家等対策の推進に関する条例について説明を終わります。御審議のほ

どよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　何点かお尋ねしますが、今、課長のほうから詳細に説明していただきました。これで、あるシンクタンクのデータなのですが、日本にある特定空家は１万1,887戸で、管理不全空家というのが７万7,921戸というデータが出されています。

それで、管理不全空家、それから特定空家というのは、大槌町内にはどのぐらいあるのか、その辺について御承知であればお答えいただきたいと思っています。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　この特別措置法は平成27年度に施行されまして、それで今回改正されるわけですけれども、町のほうではこの特別措置法を受けて、平成29年度に空き家についての調査を簡単にですけれども実施しており、おおよそ150戸程度の空き家があるというふうに確認をしております。

ただし、現在はそれから年数もたっていることから、また数が増えているのではないかということも考えておりまして、その３つに区分される空き家については、令和６年度において、来年度ですね、令和６年度において詳細な調査のほうを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　ありがとうございました。それで、これ、実はこの特別措置法の一部が今年の３月に閣議決定されていまして、それで実は昨日、12月13日にこの施行が決定されたと、そういうことを、これを承知しています。

それで、このことを踏まえて、大槌町もその条例の改正が必要になってくると思うのですけれども、その改正に当たって、12月13日に改正された中身は、今まで６分の１の減額措置されていたのが、特例措置がなくなった。それによって、特定空家に指定され、町のほうから勧告を受けた翌年から空き家の固定資産税が上がるという、そういう状況、改正内容です。

ですから、これは法律が改正されたので、これに伴って大槌町の条例も改正されることになるわけですので、固定資産税が６倍になるということは、町民の方もかなり不安に感じていると思いますので、ぜひその際には、条例の制定に当たっては、町民の方にしっかりと周知をしていただけるようにお願いしたいと思います。コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　今議員おっしゃられたのは、固定資産税のうちの住宅用地特例の部分について、こちらの減免されていたものが元に戻るといったことに、特定空家のほうに指定されるとそういうふうになって、もしくは管理不全空家のほうに指定されるとそういうことになるということになります。

それで、こちらのほうについては、条例の改正ではなくて今回条例の制定のほうをお願いしておりまして、何でかというと、最初に特別措置法が制定された平成27年度時においては、実際に町のほうについてはまだ復興事業の過渡期ということもあって、空き家というものがほとんどそのみなし仮設住宅という形で使われていたがために、それほど空き家という形について問題意識がまだそれほどされていなかったので、条例の制定はその時点では見送ってきたと。

ただ、それから復興事業も終盤を迎え、皆さん、住民の方の住宅再建がほぼほぼ完了になった現在となっては、その空き家のほうの問題が課題となってきて見え始めていると。そこで今回条例を制定するものです。

今年度については、条例及び規則等の制定及び手続を踏まえて、来年度、先ほど説明した調査であったりとか、あとは各協議会の設置とかそういったものを行って、再来年度から自治体の実施に移っていきたいというふうに考えております。

なので、来年度においては固定資産税の部分であったりとか、こういった内容でありますよといったところを町のホームページないし広報等を通じてお知らせのほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第67号大槌町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第３　議案第６８号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（小松則明君）　日程第３、議案第68号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第68号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第１条、新旧対照表中、第20条第２項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給割合を、改正前「100分の122.5」とあるものを改正後は「100分の127.5」に改め、本年12月期の支給を0.05月加算して1.275月の支給とするものであります。

第３項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改正であり、改正前「100分の67.5」とあるものを改正後は「100分の70」に改め、本年12月期の支給を0.025月加算して0.7月の支給とするものであります。

第21条第２項第１項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の支給割合を、改正前「100分の97.5」とあるものを改正後は「100分の102.5」に改め、本年12月期は1.025月の支給とするものであります。

第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合の改正であり、改正前「100分の47.5」とあるものを改正後は「100分の50」に改め、本年12月期は0.5月の支給となるものであります。

別表第１のほうを御覧いただきたいと思います。次ページのほうになります。

別表第１は、本年10月に岩手県人事委員会から職員の月例給の改定について勧告があったことを受け、最大で１万2,000円、最小で1,000円、平均4,242円、1.42％の引上げを行うことから、給料表を改めるものでございます。

８ページをお願いいたします。

第２条は、令和６年度から適用する一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。新旧対照表中、第20条第２項は、再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合を、改正前「100分の127.5」とあるものを改正後は「100分の125」に改めるものであります。これにより、来年６月期、12月期以降は、現行の支給月数1.225月に0.025月加算し、それぞれ1.25月支給するものであります。

第３項は、定年前再任用短時間職員の支給割合の改正であり、改正前「100分の70」とあるものを改正後は「100分の68.75」に改めるものであります。これにより、来年６月期、12月期以降は、現行の支給月数0.675月にそれぞれ0.0125月加算し、0.6875月支給するものであります。

第21条第２項第１号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を、改正前「100分の102.5」とあるものを改正後は「100分の100」に改めるものであります。これにより、来年6月期、12月期以降は、現行の支給月数0.975月に0.025月加算し、それぞれ1.0月支給するものであります。

第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を、改正前「100分の50」とあるものを改正後は「100分の48.75」に改めるものであります。これにより、来年６月期、12月期以降については、現行の支給月数0.475月に0.0125月加算し、それぞれ0.4875月支給するものであります。

９ページ、別表第２は、令和６年度から課長補佐、係長制となることから、３級に係長の職務、４級に課長補佐の職務を追加するものであります。

10ページをお願いいたします。

附則第１項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和６年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は令和５年４月１日から、改正後の条例第21条第２項の規定は同年12月１日から適用する。

第３項は給料の内払いの規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第４　議案第６９号　大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第４、議案第69号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第69号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第１条は、令和５年度の支給に係る改正であります。改正前、現行の期末手当の支給月数1.65月であるものを、改正後は本年12月期において0.1月加算し、1.75月の支給となります。

第２条は、令和６年４月１日から適用されるものであります。現行の期末手当の支給月数に0.05月加算し、６月期、12月期それぞれ1.7月の支給とするものであります。

附則第１項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和６年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和５年12月１日から適用する。

第３項は、支給された報酬の内払いについての規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第５　議案第７０号　町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正

する条例について

○議長（小松則明君）　日程第５、議案第70号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第70号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

現行の期末手当の支給月数1.625月に、昨年見送った加算月数の0.025月と本年12月分の加算月数0.05月を加算し、12月期の支給を1.7月とするものであります。

附則第１項、この条例は公布の日から施行し、令和５年12月１日から適用する。

第２項は、支給された給与の内払いについての規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第６　議案第７１号　大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第６、議案第71号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第71号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第１条は、令和５年度に係る改正であります。新旧対照表中、第７条の給料表の改正

は、岩手県人事委員会の勧告により特定任期付職員の給料表について平均6,000円の引上げとなります。

第８条第２項の改正は、期末手当の改正を行うものであります。改正前、現行の期末手当の支給月数1.65月であるものを、改正後は本年12月期において0.1月加算し、1.75月の支給となります。

次ページをお願いいたします。

第２条は、令和６年４月１日から適用されるものであります。現行の期末手当の支給月数に0.05月加算し、６月期、12月期それぞれ1.7月の支給とするものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和５年４月１日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第７　議案第７２号　大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第７、議案第72号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第72号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第１条は、令和５年度に係る改正であります。新旧対照表中、第12条第２項の改正は、期末手当の改正を行うものであります。現行の期末手当の支給月数1.275月であるもの

を、改正後は本年12月期において0.05月加算し、1.325月支給するものであります。

第19条第２項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の改正を行うものであります。現行の期末手当の支給月数1.275月であるものを、改正後は本年12月期において0.05月加算し、1.325月支給するものであります。

第２条の改正は、令和６年４月１日から適用されるものであります。

新旧対照表中、第２条第１項の規定は、改正後、勤勉手当が追加されるものであります。

第12条第１項は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給対象者の規定であります。

第２項の改正は、期末手当の改正を行うものであります。現行の期末手当の支給月数1.275月であるものを、改正後は6月期、12月期それぞれ1.25月の支給とするものであります。

第３項、第４項は削除し、規則で規定するものであります。

３ページ、お願いいたします。

改正後、第12条の２第１項及び第２項は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定するものであり、令和６年度の６月期、12月期はそれぞれ一月の支給となります。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る規定であり、第１項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給対象者の規定であります。

次ページをお願いいたします。

第２項は、期末手当の改正を行うものであります。現行の期末手当の支給月数1.275月であるものを、改正後は6月期、12月期それぞれ1.25月の支給とするものであります。

第３項、第４項は削除となり、規則で規定するものであります。

第19条の２は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定であり、第１項は支給対象者の規定であります。

第２項は、支給割合の規定であり、令和６年６月、12月期の支給月数はそれぞれ一月となるものであります。

附則により、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和６年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例

の規定は、令和５年12月１日から適用する。

第３項は、支給された給与の内払いについての規定であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第８　議案第７３号　大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君）　日程第８、議案第73号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第73号大槌町新型コロナウイルス感染症に生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

次ページを御覧願います。

大槌町新型コロナウイルス感染症に生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例（令和２年大槌町条例第16号）は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　ちょっと確認をさせてください。２類から５類になって、その中身は分かります。この前、一部事務組合の議会のときに、２類から５類になった５月何

日でというくだりがあったような気がするのですが、これを見ると、公布の日からとなっていますが、実態があるなしにかかわらず、これでいいのかどうかというところをちょっと確認させてください。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　当町においては、この条例に基づいた支給対象となる案件というのはございませんでしたので、遡及する必要性がないことから、公布の日から施行するということにしておりますので、運用上は全く問題はございません。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　それは言ったじゃないですか。実務がどうあるかはいいんですよ。そうでなくて、法律ですから、５類になった日からというようなくだりでなくて、公布の日からでよろしいんですねと聞いたんですよ。もちろん遡及があれば、それを適用するからいいんですよ、それはいい、実態があればその日からだといって遡及して、特殊勤務手当を支給しないというのは、それは実態に伴う改正だからそれはいいのですけれども、５類になったのが５月何日だから、その日に遡及してじゃなくて公布の日からということは、この議会が終わって公布した日からでいいのですかと聞いたんですよ。分かります、言っていること。

実態がないのは理解しました。実態がないからではなくて、２類が５類になった施行日があるじゃないですか。そこに遡って廃止をするのではなくて、今張り出す公布の日からで間違いはないのですかと聞いたんですよ。間違いがなければそれでいいし、という確認です。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長(藤原　淳君)　間違いはございません。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第73号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第７４号　大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第９、議案第74号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　議案第74号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第１条中、改正前の健康福祉課を、改正後は健康福祉課と長寿社会課の２課に再編するものであります。

第２条は、分掌事務の改正であります。改正前の健康福祉課の分掌事務のうち、老人福祉に関する事項、地域包括支援センターに関する事項を長寿社会課の事務とするものであります。

附則、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　すみません、何点か確認させていていただきたいと思います。

私はこの条例に賛同しますが、それでちょっと大幅な組織編成ですので、改めて確認をさせてください。これほどまでの組織改編を行うに当たって、役所内でもいろんなプロジェクトチームを組んで協議を重ねてきたと思いますが、この成案を得るのにどのぐらいの期間でまとめ上げた、成果をまとめ上げたのでしょうか。まず、第１点お願いします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　今回この課の再編を行うに当たりましては、昨年度来からですけれども、現状の健康福祉課の事務量であったりだとか、人員の関係であったりだとかというところはやはり検討する必要性があるのではないかというところで、関係課等々の事務分量であったりだとか、人員のこと等についても相談をしながら進めてまいりました。

今年度に入りまして、具体的にその在り方というのを担当課のほうと相談をして、今回の改正案のほうに結びつけたという経緯がございます。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　了解しました。いろんな努力をしながら成案を得たということで、それについては皆さんの御苦労に対して感謝を申し上げたいと思います。

それで、２点目に、厚みのある組織編成をして今後この行政執行に当たるわけですので、チェック体制の整備のために、今、会計監査だけじゃなくて行政監査というのも事務の執行に加えてはいかがかということで御質問します。

なぜかというと、これからの行政事務が複雑化していく中でぜひ検討していただきたい、そういうことをお願いしているわけですが、これに対しての御見解をお伺いします。

○議長（小松則明君）　監査委員室長。

○監査委員室長（黒澤卓也君）　お答えします。

行政監査につきましては、監査委員が必要と認めるときに行う監査ということで、地方自治法第199条第２項に規定されているものであります。監査委員が必要と認めるときに行う監査としましては、過去に同法同条第５項の規定による随時監査を実施した実績がありますが、いずれにしましても、必要がある場合は実施したいと考えております。

○議長（小松則明君）　臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思っています。

３回目ですので、新しい組織も、今現在の職員も担うわけですので、やはり役場も心機一転して、自分の仕事は何ですかということを常に頭に入れながら、今度こそ役場が変わったということを町民から高い評価を得るように努力をしてほしいと思っていますが、これに対して決意表明みたいなのがあればお伺いします。

○議長（小松則明君）　総務課長。

○参事兼総務課長（藤原　淳君）　来年度から組織体制を課長補佐、係長制に改めるということで、重層的な組織運営の管理ができるものというふうに考えておりますので、職員一同、適切に事務が執行されるよう努力してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第74号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

します。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第７５号　大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第10、議案第75号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君)　議案第75号大槌町町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第１条、大槌町町税条例の一部改正中、１ページ上段から２ページ中段までの第145条については、法規定の新設に合わせて新設するもので、産前産後期間に係る出産する被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。産前産後期間については、単胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日または出産日が属する月の前月から出産予定日または出産日が属する月の翌々月の計４か月、多胎妊娠・出産である双子以上の場合は、出産の予定日または出産日が属する月の３か月前から出産予定日または出産日が属する月の翌々月の計６か月間を減額するものです。

２ページ下段から３ページ中段までの第145条の６については、同じく法規定の新設に合わせて新設する改正で、産前産後期間の減額に係る届出の記載事項や提出書類等について規定するものであります。

３ページ下段の附則については、第１条は施行期日、第２条は適用区分の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第75号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１１　議案第７６号　大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第11、議案第76号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君）　議案第76号大槌町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の主な改正は、戸籍法の改正に伴う戸籍謄本等の手数料について所要の改正を行うものであります。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

１ページ上段、別表第２条関係、別表中の１については、戸籍法の改正により戸籍謄本等の広域交付が開始されることに伴い、引用する規定を改正するものであります。

別表中に新たに３の項目を設け、行政手続などの際に戸籍謄本等の添付が必要な場合、紙の戸籍謄本等を発行する代わりに専用の識別符号を窓口で交付する場合の手数料を新たに定めるものであります。

２ページを御覧願います。

別表中の３を４とし、戸籍法の改正により除籍、除かれた戸籍謄本等の広域交付が開始されることに伴い、引用する規定を改正するものであります。

３ページを御覧願います。

別表中に新たに６の項目を設け、行政手続などの際に除籍、除かれた戸籍謄本等の添付が必要な場合、紙の除籍謄本等を発行する代わりに専用の識別符号を窓口で交付する場合の手数料を新たに定めるものであります。

以降、６ページまでは、法令改正に伴い引用する規定の整備を行うとともに、新たな項目が加わったことに伴い生じた別表中の番号のずれを改めるものであります。

７ページを御覧願います。

附則として、施行日は令和６年３月１日であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第76号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１２　議案第７７号　大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第12、議案第77号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君）　議案第77号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

具体的には、第15条第１項第２号は、条項の繰り下がりが生じたため改正するものであります。

次に、第35条第33項は、特別利用保育の基準について、不要な読替えを削除するものであります。

次に、第36条第３項は、特別利用教育の基準について必要な読替えを追加するとともに、引用先を改正するものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第77号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――

日程第１３　議案第７８号　大槌町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君）　日程第13、議案第78号大槌町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正施行に伴い、所要の改正を行うとともに、管理開始後20年間を限度としていた家賃の減額について、社会情勢等を鑑み、特に必要と認める場合には、当該期間の経過後においても家賃減額を行うことができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

第２条では、用語の定義について、同居親族等について新たに定義し、第６条以降における所要の改正を行うとともに、２ページ目の第16条２項では、町長は特に必要があると認めるときは、管理開始後の20年を経過した後においても当該特定公共賃貸住宅の家賃の減額を行うことができる旨の規定を追加するものであります。

また、第31条以降において、「町営住宅」としているものを「特定公共賃貸住宅」へと文言を改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第78号大槌町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１４　議案第７９号　大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君）　日程第14、議案第79号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　本条例は、大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業実施に係る条例を廃止するものであります。

次ページをお願いいたします。

大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。佐々木慶一君。

○６番（佐々木慶一君）　ハード事業もいろいろ終わって、終了したものについては必要ない条例は廃止していくということだと思うのですけれども、復興事業は、例えば土地区画整理事業においても、いろいろそれ以外においても、防災集団移転促進事業とかいろいろあったと思うのですけれども、この条例として廃止する必要のあるものはこれだけなのか、あるいはほかにもあるのだけれどもまだ廃止するタイミングではないのか、その辺の全体感がちょっと見えないので、その辺の補足をお願いします。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　条例の関係については、今回の土地区画整理事業の清算金の完了をもって廃止すると。そのほかの条例については、廃止するものは残っていないので、今回のこの土地区画整理事業の廃止が最後であるということになっております。

○議長（小松則明君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第79号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１５　議案第８０号　財産の処分について

○議長（小松則明君）　日程第15、議案第80号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　１、財産の種類、土地及び建物。

２、土地の所在、大槌町小鎚第21割字三枚堂112番23。

３、土地の面積、180.52平方メートル。

４、建物の構造、木造スレートぶき２階建て。

５、建物延べ床面積、84.45平方メートル。

６、処分の方法、売払い。

７、金額、1,573万2,000円。

契約の相手方は、記載のとおりです。

処分の目的は、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を東日本大震災復興特別区域法に基づき譲渡するためであります。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は、令和５年11月27日であります。

処分する財産の内容は記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　この譲渡価格に関して伺いたいのですけれども、この1,573万2,000円は、固定資産税評価額に基づく復成価格なのか、または不動産鑑定評価に基づく価格なのか、どちらとなっているのでしょうか。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　お答えします。

不動産鑑定評価に基づく価格となっております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　これは、昨今の物価の上昇の影響で建築資材が大分高騰しているということで、新築の住宅の価格も上昇しているわけですね。その辺はこの不動産鑑定評価額に影響というのはないのでしょうか。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　譲渡の関係について、その都度、その都度、改めて算定しておりますので、建築したときの価格とかということよりも、そのときの残存価値、そちらのほうでもっての算定ということになっております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　もちろんその、何ですか、この固定資産額のほうが高くつくというふうに伺っているので、この不動産鑑定評価額のほうが、町民の方も安値で購入できるということで、私はこちらの評価額のほうがよいというふうに思うんですね。

それで、今後もやはり購入されたいという町民の方々にその辺をしっかりと説明した上で購入されるのがよいというふうに思います。何か御意見あれば。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　はい、そのように努めていきたいというふうに考えております。今年度につきましてはもう１件予定しておる物件もありますし、毎年、２から３件程度の譲渡する物件がありますので、その際には個別に対応に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　私は、こういうのが出ると毎回確認するのですけれども、町全体でこういう類いのものが何戸あって、現在これで何戸目を売却したのか、あと当初はこの戸建てについてはできれば買ってもらいたいというのが本旨だったような気もするのですけれども、そこら辺を聞かせてください。

あと、前段の議員の答弁の中で、残存価値という表現があったので確認なのですが、建築後、例えば今はもう８年とか、七、八年たっているものを、年間、年間で減価償却していって残存価値で売払いをするということは、当初建てた建築から７年間は月額賃

貸料を払っていって、下がっていったときに売払いをするという構図だということでよろしいかという、ちょっと確認をさせてください。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　お答えいたします。

後段の部分については、議員のおっしゃるとおりの考え方でよろしいというふうに考えております。

売払いの関係ですけれども、当初は災害公営住宅については希望がありまして、集合タイプであったりとか、長屋タイプであったりとか、戸建てタイプと、大槌では３タイプの災害公営住宅を用意させていただきました。

戸建てのほうについては、原則、基本的には売払いすることが前提で考えていたのですけれども、なかなか戸建ての入居要件であったりとか、あとは家賃についても収入であったりとか、そういったもので変わってきます。それで、当然、自力再建できる方々は御自身で土地を探して、もしくは防集の宅地とか、区画整理の宅地のほうから用意して、そこに新築の家を建てたと。それがなかなかできない方々が災害公営住宅に入居している部分がありますけれども、一部の方が、家賃のほうの収入超過の方々もおりまして、そういう関係から売払いのほうに、譲渡のほうに移行している方もいらっしゃるといった背景がございますので、戸建ての災害公営住宅を建てましたけれども、全部が全部売れるという形では当初から想定はしていなくて、そのうち１戸でも２戸でも、10戸でも20軒でも売れれば、町のほうとしては管理する物件が減ることから助かるなというふうに考えておりました。

現在まで売り払ってきた戸数ですけれども、今ちょっと手元に詳細な資料はございませんが、大体30から35軒ぐらいは売り払ってきたというふうに認識はしております。

以上ですかね。（「全体で何戸あったうちの30から35なの」の声あり）

建設した物件はちょっと、戸建てとかそのタイプ別のものではないのですけれども、全体では、町で用意させていただいたのが大体850軒ほど用意させていただいておりまして、そのうちの３分の２を町のほうは管理していると。残り３分の１は県のほうの管理ということになってございます。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　この800というのは全体の数字なので、戸建てが800という意味じゃないですよね。それはちょっと後でお知らせください。

それで、本来であれば、買ってほしいのは本来何であっても、それを目標とするとまたいろいろなものがあるといったときに、例えばこれだけ下がっているという話、びっくりするんですよね。土地だってもう５万円しない坪単価になるし、建築費で割り返したって、坪51万2,000円ぐらいですよね。今この物価高騰で在来で建てても、80万円じゃあ建たないと言われているんですよ。そういう中では、相当優位な、幾ら、自分たちが使ってきて家賃払っているので、ほかの人の中古物件を買うわけではないので、相当優位だと思うんですよね。これを例えば町が促進して、できるだけ買ってくださいというのであれば、今ちょっと確認なのですが、この公営住宅を売り買いする場合に、その借入金に対する何か優遇措置みたいなものとかというのがあったか、ないかということと、あとそれに対する利子補給ですよね。そういうものの現在の状況をちょっとお知らせください。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　そのあたりについては大変申し訳ないのですけれども、利子補給であったりとかという助成制度、そちらのほうについては町のほうではちょっと今現在は用意してはございません。（「借入れに関しては」の声あり）

○議長（小松則明君）　少々お待ちください。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　ちょっと申し訳ありませんでした。今の時点での決算には載っていないのですけれども、もともと売払いに際してはその200万円、住宅購入補助ですね、そちらのほうで200万円を先に渡すような形でやっておりまして、それでもってその分を資金の担保としているところであります。

○議長（小松則明君）　芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　それを頭金みたいなという話。それで、残りは現金で払うか、分割の場合だと、民間金融機関からローンをして分割だとか、長期返済だとかという選択だということでよろしいですね。それで、利子補給はないんだと。あくまでも公営住宅であって、中古物件でもいずれ200万円の補助は、用意は現在もある。それはエンドレスですか。それとも、例えばいろんなものがもう廃止になっている中で、もう10年で終わるんだとか、そういうものがあればお知らせください。

○議長（小松則明君）　少々お待ちください。

これの答えについては少し時間がかかりますので、11時20分まで休憩いたします。

休　　憩　　午前１１時０９分

○

再　　開　　午前１１時２０分

○議長（小松則明君）　再開いたします。

地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　大変失礼いたしました。災害公営住宅の売払いの補助金のほうについては、大槌町災害公営住宅購入支援補助金交付要綱というのがありまして、その中でもともとは、先ほど私、200万円という答弁させていただきましたが、200万円というのは国のほうの国費が200万円、そのほかにもともとは県費のほうで100万円の加算がありました。その県費のほうの100万円の加算がなくなったので、今は町のほうでその100万円を担保しているという形になっております。

また、各災害公営住宅の管理開始日から５年経過した翌日から起算して１年間、それ以内に申請があった場合、売払いのですね、申請があったものについてこの補助金を充てることができるということになっております。今年度については２件ほど予定していまして、予算化もしているところであります。

以上でございます。（「３回目かな」の声あり）

○議長（小松則明君）　４回目になりますので。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第80号財産の処分についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第１６　議案第８１号　令和５年度大槌町一般会計補正予算（第７号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第16、議案第81号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第７号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　議案第81号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第７

号）を定めることについて御説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、12款分担金及び負担金２項負担金、補正額140万3,000円の増は、老人保護措置費個人負担金であります。

14款国庫支出金１項国庫負担金、補正額406万5,000円の増は、障害児入所給付費等負担金であります。

２項国庫補助金、補正額１億3,770万5,000円の増は、１世帯当たり７万円を給付する低所得世帯支援給付金等の重点支援地方交付金等であります。

３項委託金、補正額304万4,000円の増は、地方教育行政における連携促進事業委託金であります。

15款県支出金１項県負担金、補正額203万2,000円の増は、障害児入所給付費等負担金であります。

２項県補助金、補正額490万円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別支援特別対策事業費補助金等であります。

３項委託金、補正額209万6,000円の減は、県知事・県議会議員選挙委託金であります。

16款財産収入２項財産売払収入、補正額3,116万9,000円の増は、災害公営住宅の払下げに伴う土地及び建物売払い収入であります。

17款１項寄附金、補正額２億円の増は、ふるさと納税寄附金であります。

18款繰入金２項基金繰入金、補正額１億8,042万5,000円の増は、ふるさと納税特産品贈呈事業等の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金、（仮称）鎮魂の森整備事業の補正財源とする、災害の記憶を風化させない事業基金繰入金等であります。

19款１項繰越金、補正額2,084万円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。主な充当先は、岩手県人事委員会、人勧による給与費等であります。

21款１項町債、補正額990万円の増は、すこやか子育て医療給付事業債の増であります。

２ページをお願いいたします。

歳出、各款各項におきまして、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の補正がございます。

１款１項議会費、補正額54万円の増は、議員期末手当及び職員人件費であります。

２款総務費１項総務管理費、補正額３億8,334万8,000円の増は、職員人件費、ふるさ

と納税積立金及び（仮称）鎮魂の森トイレ休憩棟新築工事等であります。

２項徴税費、補正額180万3,000円の増は、職員人件費及び評価替え処理に伴う固定資産税システム改修業務委託料であります。

３項戸籍住民基本台帳費、補正額48万2,000円の増は、職員人件費であります。

４項選挙費、補正額2,029万9,000円の減は、県知事・県議会議員選挙及び町長・町議会議員選挙費の精算に伴うものであります。

３款民生費１項社会福祉費、補正額１億4,518万3,000円の増は、職員人件費、福祉灯油等助成金及び低所得世帯支援給付金等であります。

２項児童福祉費、補正額1,805万9,000円の増は、すこやか子育て医療給付金及び障害児入所給付費等であります。

４款衛生費１項保健衛生費、補正額251万円の増は、職員人件費であります。

２項清掃費、補正額246万9,000円の増は、職員人件費であります。

６款農林水産業費１項農業費、補正額94万9,000円の増は、職員人件費であります。

３項水産業費、補正額27万9,000円の増は、職員人件費であります。

７款１項商工費、補正額93万4,000円の増は、職員人件費であります。

８款土木費１項土木管理費、補正額171万9,000円の増は、職員人件費等であります。

５項住宅費、補正額3,116万9,000円の増は、災害公営住宅の払下げに伴う売払い収入を積み立てる町営住宅基金積立金であります。

10款教育費１項教育総務費、補正額1,513万2,000円の増は、職員人件費、派遣職員人件費負担金及び地方教育行政における連携促進事業費の増であります。

２項小学校費、補正額166万2,000円の増は、中学校進学に係る就学援助費を進学前に支援するため、３項中学校費からの予算の組替えによる準要保護児童生徒就学援助費、被災児童生徒就学援助費等の増であります。

３項中学校費、補正額70万9,000円の減は、吉里吉里中学校の光熱水費の増及び中学校進学に係る就学援助費を２項小学校費へ予算組替えによる減額等であります。

４項義務教育学校費、補正額50万円の増は、大槌学園の光熱水費であります。

３ページをお願いいたします。

５項社会教育費、補正額421万8,000円の増は、職員人件費及び中央公民館非常用照明修繕料であります。

６項保健体育費、補正額19万6,000円の増は、職員人件費及び城山体育館非常用照明

修繕料であります。

15款復興費12項復興支援費、補正額324万3,000円の増は、被災者支援総合交付金過年度返還金であります。

４ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費、追加。款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一の場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

２款総務費１項総務管理費、社会保障・税番号制度運用事業875万7,000円。

（仮称）鎮魂の森整備事業6,418万円。

５ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

スクールバス運転業務委託料、令和５年度から令和６年度まで、2,968万9,000円。

大槌町文化交流センター施設清掃業務委託料、令和５年度から令和６年度まで、400万円。

今回の債務負担行為補正は、令和６年４月から開始される業務委託を令和５年度中に入札執行するための補正であります。

６ページをお願いいたします。

第４表地方債補正、変更。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

すこやか子育て医療給付事業、720万円、1,710万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億9,338万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億4,164万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

４ページをお開きください。

第２表繰越明許費、追加。進行いたします。

５ページ、第３表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

６ページ、第４表地方債補正、変更。進行いたします。

９ページをお開きください。

歳入、12款分担金及び負担金２項負担金。進行いたします。

14款国庫支出金１項国庫負担金。進行いたします。

２項国庫補助金。進行いたします。

３項委託金。進行いたします。

15款県支出金１項県負担金。進行いたします。

２項県補助金。10ページ、上段まで。進行いたします。

３項委託金。

16款財産収入２項財産売払収入。進行いたします。

17款寄附金１項寄附金。芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　ふるさと納税寄附金２億円、計８億円まで上がったと。すごいですよね。一般質問でも触れましたし、大槌高校のシミュレーション授業でも言った関係もあるので確認をさせていただきたいのですが、この例えば２億円を補正して計８億円となっているものというのはあくまでも寄附総額であって、それから歳出のほうで出てくるいろんな経費を引く、10月からちょっと施行が変わって、それがおおむね50％以下にしてくださいよとなった。単純計算でいいのですが、８億円の寄附をいただいたうちの４億円を使えるというような解釈でよろしいか。

○議長（小松則明君）　産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。ですが、あくまでも８億円というのは、これは３月までの予想される金額でございまして、もしかしたら７億5,000万円かもしれません。

以上でございます。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

18款繰入金２項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金１項繰越金。進行いたします。

21款町債１項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

１款議会費１項議会費。進行いたします。

２款総務費１項総務管理費。芳賀　潤君。

○12番（芳賀　潤君）　ここでですよね、このふるさと納税の２億円のやつで、その使える財源が増えてきた。いつ聞いても財政のほうは、財政事情が逼迫しているとかという話を常に聞かされます。町民も常にそういう話を聞かされるといったときに、もう、例

えばふるさと納税額が上がってくれば、これに使おう、これに使おうって、もうひもをつけて待っている状況なのか、それとも議会及び町民から聞いても、いろんな政策提言が出たり、いろんな企画があったりするわけですよね。そこら辺の幅を持っているのか。

あとは、そこに対する、企画財政課ですから企画して金を動かせるという、すごい課だと思うのですが、昔であれば財政課だけだったのでしょうけれども、企画しながら使える、そういう権限が企画財政にあるのか、それともいろんな各課の年度、年間、そのいろんな企画を精査していった中で、やはりこういうのは吸い上げて予算をきちっとつけていこうというようなところで、町長が采配を振って、何ていうの、当初のものより収入が増えたときに、ふるさと納税というのは何にでも使える、目的でね、納税している方もあるかも分からないけれども、よっぽどでない限りは結構自由頻度が高いと思うのですが、そこら辺の見解についてお聞かせください。

○議長（小松則明君）　企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君)　お答えいたします。

一般質問での臼澤議員への答弁でもしているように、ふるさと納税以外のふるさとづくり基金からも毎年３億、４億円程度の繰入れをしながら行っている。それで、そのほかにふるさと納税のあと半分の返礼品の残ったものを、その寄附の目的に合ったものに充てていっているというような状況があります。

なのでというか、今回こういうふうに増額になった場合は、その原資のほうの基金を戻すような格好でまず考えると。残ったものについては、次に使途を考えていくというようなもので今考えて、そういうもので執行しております。

○議長（小松則明君）　企画という。芳賀議員、いいんでしょう。

進行いたします。

２項町税費。

３項戸籍住民基本台帳費。14ページ、上段まで。進行いたします。

４項選挙費。15ページ、中段まで。進行いたします。

３款民生費１項社会福祉費。16ページ、中段まで。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　扶助費の１億2,300万円なのですが、これは歳入の重点支援地方交付金の７万円の部分だと思うのですが、国では年内に交付してくださいよというお達しみたいなものがあったように聞いていますし、先般の新聞では、規模の大きい自治体では、年内の交付は少し厳しいというような大きな自治体もあるようです。国のまずそ

の通達、年内支給ということを考えれば、残りあと２週間弱の中で、町も急いでこの手続を、もう既に準備はしていると思うのですが、この交付の時期と、結構これ、様々なところで取り上げられていますので、お待ちになっている方々もいると思うのです。ですので、そこら辺のこの交付の見通しというところがまず気になるわけで、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長(小國晃也君)　お答えいたします。

７万円給付につきましては、前回、４月１日基準で３万円給付をしてございます。その方々が基本的には対象となるという形になります。ですので、そういった方々につきまして、変更等がなければ、住民の移動であったりとか、税の情報であったりとか、あとは口座の変更であったりとか、そういったものがなければ、７万円のほうは年内給付を目指して今準備をしているところでございます。

ただし、変更があった方であったりとか、新規の方であったりとかは、どうしても年明けというふうな形になってございます。

○議長（小松則明君）　よろしいでしょうか。

進行いたします。

２項児童福祉費。進行いたします。

４款衛生費１項保健衛生費。進行いたします。

２項清掃費。進行いたします。

６款農林水産業費１項農業費。進行いたします。

３項水産業費。

18ページに入ります。

７款商工費１項商工費。進行いたします。

８款土木費１項土木管理費。進行いたします。

５項住宅費。菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　町営住宅基金積立金のところで伺います。この三千百万何がし、この内訳なのですけれども、先ほどの売払いの1,573万2,000円のほかにもう１件分あるということでよろしいですか。

あと、もう１点、この現在の基金残高を伺いたいと思います。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　お答えします。

こちらの3,116万9,000円については、先ほど議決していただいた町営住宅の売払いのほかにもう１件、今年度中に契約する案件がありますので、それが年明け以降の臨時会ないし来るべきの議会にまた上程しようかなというふうに考えていて、２件分で3,000万円ということになっています。

また、基金残高につきましては、直近の数字ですけれども、大体49億円ほど基金残高があるといった形になっております。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　この基金、大槌町町営住宅等基金条例を見ると、町民住宅の建設であるとか、また修繕、それから改良等に要する費用というふうにあるのだけれども、これ、49億円あって、解体の部分というのは、これは当てはまらないのでしょうか。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　この基金の取崩し部分については、解体というものについては含まれてはおりません。（「含まれてる」の声あり）

申し訳ありません。基金でも解体ができるということで御了承願いたいと思います。

○議長（小松則明君）　菊池忠彦君。

○３番（菊池忠彦君）　了解しました。この木造住宅の耐用年数が30年、鉄筋コンクリート造りは50年ということで、そろそろこの解体を視野に入れなければならない町営の住宅もありますので、もちろん解体だけではなくてリフォーム、木造のリフォームであるとか、修繕が必要になってくる部分もあると思うんですね。この辺を町として今後どのような見通しを立てているのか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君）　地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君）　住宅に関してのリフォーム関係、修繕ですね、そちらのほうについては、長寿命化修繕計画に基づいて適宜行っております。

また、解体については、戸建てみたいなところであれば、１件ずつ解体することも可能なのですが、町内にある古い町営住宅については長屋的な建物が多いので、そちらのほうについてはまだ１人とか、お２人とか、２世代とか住まわれている場合には解体することができないので、今回整備した町営住宅とかそちらのほうに誘導というか、移動していただいて、全部が空いたような形になったら順次解体していくといった形になっております。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

10款教育費１項教育総務費。進行いたします。

２項小学校費。進行いたします。

３項中学校費。20ページ、上段まで。進行いたします。

４項義務教育学校費。進行いたします。

５項社会教育費。進行いたします。

６項保健体育費。進行いたします。

15款復興費12項復興支援費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第81号令和５年度大槌町一般会計補正予算（第７号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１７　議案第８２号　令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第３号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第17、議案第82号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第３号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君）　議案第82号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第３号）を定めることについて御説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、１款保険料１項介護保険料、補正額13万4,000円の増は、包括的支援事業費の増によるものであります。

３款国庫支出金２項国庫補助金、補正額81万9,000円の増は、介護保険事業費補助金の増によるものであります。

４款１項支払基金交付金、補正額４万1,000円の増は、地域支援事業交付金の増によ

るものであります。

５款県支出金３項県補助金、補正額10万6,000円の増は、地域支援事業交付金の増によるものであります。

７款繰入金１項一般会計繰入金、補正額81万2,000円の増は、総務管理費の増によるものであります。

続きまして、２ページをお開きください。

歳出、１款総務費１項総務管理費、補正額121万円の増は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費に伴う増によるものであります。

４款地域支援事業費２項一般介護予防事業費、補正額15万1,000円の増は、職員人件費の増によるものであります。

３項包括的支援事業・任意事業費、補正額45万円の増は、職員人件費の増によるものであります。

５款１項介護予防支援事業費、補正額10万1,000円の増は、職員人件費の増によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,517万4,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

５ページをお開きください。

歳入、１款保険料１項介護保険料。進行いたします。

３款国庫支出金２項国庫補助金。進行いたします。

４款支払基金交付金１項支払基金交付金。進行いたします。

５款県支出金３項県補助金。６ページ、上段まで。

７款繰入金１項一般会計繰入金。進行いたします。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

１款総務費１項総務管理費。進行いたします。

４款地域支援事業費２項一般介護予防事業費。進行いたします。

３項包括的支援事業・任意事業費。進行いたします。

５款介護予防支援事業費１項介護予防支援事業費。８ページ、上段まで。進行いたし

ます。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第82号令和５年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第３号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――――

日程第１８　議案第８３号　令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第２号）を定めることについて

○議長（小松則明君）　日程第18、議案第83号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第２号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君）　議案第83号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第２号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書１ページを御覧願います。

第１条、令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和５年度大槌町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款水道事業費用、補正予定額89万7,000円の増、計３億6,076万8,000円。第１項営業費用、補正予定額89万7,000円の増は、岩手県人事委員会勧告の支給割合増加に伴う人件費の増額であります。

第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億564万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,871万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,693万4,000円で補てんするものとする、に改める。

収入、第１款資本的収入、補正予定額8,145万7,000円の増、計２億1,414万8,000円。第１項企業債、補正予定額5,740万円の増は、浪板地区老朽管更新工事に伴う工事請負費の増額です。

第２項補助金、補正予定額2,405万7,000円の増は、同じく浪板地区老朽管更新工事に伴う工事請負費の増額になります。

支出、第１款資本的支出、補正予定額8,160万円の増、計３億1,979万6,000円。

第１項建設改良費、補正予定額8,160万円の増は、浪板地区老朽管更新工事に伴う工事請負費の増額になります。

２ページをお開き願います。

予算第６条に定めた企業債について次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業。補正前の限度額5,900万円を補正後は5,740万円増額し、限度額を１億1,640万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

第５条、予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「3,791万9,000円」を「3,881万6,000円」に改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君）　質疑に入ります。

２ページをお開きください。

第４条、企業債。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　昨日の一般質問でもやりましたが、再度確認です。これ、下水道も同じようなことが言えるのですが、昨日聞いたとき、災害復旧での起債は後々交付金で来るという説明を受けました。起債の中でも結構この下水、上水関係でも結構な本数があるわけですが、その全てが全て、後々のその交付税算入が該当するというものでもないのかなという、私、認識を持っています。改めてその災害復旧の部分に関しましてはその後々の交付税算入があるが、そうでない場合も何らかの国から等の後々の補助みたいなものがあるのかどうかというところを、この企業債のところでまず確認させてください。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君）　上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君）　通常の上水道事業における企業債を起こした場合ですが、その財源的な補塡のほうは通常はございません。

○議長（小松則明君）　前置きの部分に対しての……。いいですか。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君）　ですので、この議会が終了した後、来年行われる改定の説明の会議があると思うのですが、やはり全体の、まず下水もそうなのですが、企業債残高がこのぐらいあるよと。そのうち交付税算入される部分はこのぐらい、そうでないものがこのぐらいというものをやはり準備しておいたほうが、午後の会議に、スムーズに会が進行すると思いますので、その部分、時間がちょっと限られていますが、準備できて、あらあらの数字でいいと思うのです。その部分、ちょこっと配慮してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君）　配慮してください。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　あらあらになるかもしれませんが、そういう取組をちょっと行いたいと思います。

○議長（小松則明君）　４ページをお開きください。

令和５年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。４ページ、５ページ、全部でございます。進行いたします。

６ページ。

令和５年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。６ページ、７ページ、全部です。進行いたします。

８ページ。

令和５年度大槌町水道事業予定貸借対照表。進行いたします。

負債の部。失礼いたしました。その前に、資産の部。

９ページ、負債の部。

10ページ、資本の部。進行いたします。

１款水道事業費用１項営業費用。12ページ。臼澤良一君。

○５番（臼澤良一君）　すみません、業務費に関連してお尋ねしたいのですけれども、先ほど来から先輩議員が質問されています。それで、この上水道事業というのは施設の管理、それはもちろんですが、やはり町民の方に安全な水を供給する、安定的に供給するということが本当に重要な役割だと思っていますが、何かコスト削減、今こういう状況の中でのコスト削減について、現状で考えられることは何か。もし御検討しているのであればお答えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君）　なければないで。上下水道課長。

○上下水道課長(阿部文友君)　漏水対策であるとか、あと人件費部分で見直しを図る部分があろうかと思います。あと、検針業務であったりとか、そういった業務委託の内容の見直しとか、そういったところが考えられるかと思います。

○議長（小松則明君）　進行いたします。

13ページ、１款資本的収入１項企業債。進行いたします。

２項補助金。

支出に入ります。

１款資本的支出１項建設改良費。

終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第83号令和５年度大槌町水道事業会計補正予算（第２号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――

日程第１９　議員派遣の件

○議長（小松則明君）　日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――

日程第２０　閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君）　日程第20、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務教民、産業建設の両常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定

により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

両常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君）　御異議なしと認めます。よって、両常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された議案は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

皆様におかれましては、体調に十分御留意され、新しい年を元気で迎えられ、平和で災害のない、穏やかで幸多き健康な１年でありますことを御祈念いたします。

以上で、令和５年12月大槌町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉　会　　午後０時０５分

上記令和５年12月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

議　員

議　員